

いじめ防止等対策の取り組みについて

久留米工業高等専門学校

	点検項目	令和6年度取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	いじめ防止基本計画に記載し、いじめ対策委員会委員を通じて理解を求めた他、FD研修にて意識啓発をおこなった。	機構のいじめ防止等対策ポリシー及びガイドラインの改正を受けて本校いじめ防止基本計画を改正し、いじめ対策委員会委員を通じて共有により理解を求めた。	令和7年6月実施済
2	定期的(2ヶ月に1度)に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時的「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	計7回のいじめ対策委員会を開催し、いじめに関する事案について適宜情報共有や協議をおこなった。	引き続き定期的に開催	-
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめをテーマとしたFD研修を実施した。	令和7年度はいじめをテーマにした研修ではなく、合理的配慮に関する研修を実施した。令和8年度はいじめに関する研修を実施する予定。	令和8年11月頃
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ防止基本計画にて職務内容を定め、いじめ対策委員会委員を通じ周知した。	定期的な周知を行い学校いじめ対策委員会の存在意義を定着させる	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画(学校いじめ防止プログラム)を策定して全教職員に周知した。	年間計画を策定し、いじめ対策委員会委員を通じ周知した。	年間計画を策定し、いじめ対策委員会委員を通じて周知した。	令和7年4月実施済
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	いじめ早期発見・事案対処マニュアルに記載し、いじめ対策委員会委員を通じ周知した。	いじめに限らず、学生の様子が気になった場合は、学生主事室への情報提供や学科内での情報共有を呼びかけている。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止基本計画に記載し、いじめ対策委員会委員を通じて周知している。また、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割の明記まではおこなっていないが、調査等を厚生補導委員会等に付託することを委員会規程に記載している。	いずれも本校いじめ防止基本計画に記載し、いじめ対策委員会委員を通じて周知している。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	いじめ対策委員会、厚生補導委員会にて情報を共有している。	いじめ対策委員会、厚生補導委員会、学生相談室、カウンセラー等により情報を共有している。	-
9	令和6年度取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	令和5年度取組等を基に、令和6年度の年間計画を策定し実施したが、マニュアル等の実効性までは検証できていない。	令和6年度取組等を基に令和7年度の年間計画等を策定、実施した。実行性については案件への対応時等に都度検証している。	-
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に(年4回以上)実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	アンケートを年4回実施し、いじめ対策委員会、厚生補導委員会、学生相談室運営委員会等で共有している。	令和7年度も継続してアンケートを4回実施し、いじめ対策委員会、厚生補導委員会、学生相談室等で共有している。	令和7年12月実施済
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	必要がある場合にスクールカウンセラーをいじめ対策委員会の構成員とすることとしている。	令和7年度からいじめ対策委員会に看護師の出席を求め、スクールカウンセラーとの連携がよりスムーズになった。	-
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめ予防講習、ケータイ・ネット安全教室、いじめ防止講演会を実施した。	いじめ予防講習、ケータイ・スマホ安全教室、ハラスメント講習を実施した。	-
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	全校集会において講話を行うとともに、令和6年度はいじめ防止講演会を実施した。	全校集会において講話を行い学生の理解を深めた。	-
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする(学生主体による防止プログラムの実施を含む)取り組みを推進している。	いじめ予防講習を実施し、学生自らが主体的に取り組むようワークをおこなった。	いじめ予防講習やハラスメント講習において相談できる体制等について周知した。	-
15	学校がいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	書面やホームページ等で、学校いじめ基本計画や取組状況等を周知した。	学校いじめ基本計画をホームページで周知するとともに、保護者に向けて書面を送付した。	-
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	いじめ防止基本計画に基づき、支援又は助言等を継続的におこなうこととしている。	いじめ防止基本計画に基づき、支援又は助言等を継続的におこなうこととしており、いじめ対策委員会における対応方針に基づき対応している。	-
17	外部の有識者等で構成される会議(運営協議会や外部評価委員会等)で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協体制を築いている。	外部評価委員会が実施された場合に説明を行うこととしている。	外部の専門家に意見を聞くよう調整中。	令和8年度実施予定
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	いじめ防止基本計画に明記した体制を整えている。	いじめ防止基本計画に明記して体制を整えている。	-